

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和7年11月12日（水） 午前10時00分 ～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 行政報告

【こども未来部】

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

3 その他

令和7年11月12日
環境市民厚生常任委員会

－ 提出資料 －

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

こども未来部

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の 実施について

こども未来部保育課

1 概要

保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で保育所（園）・認定こども園等を利用できる制度。

令和8年4月1日から全国の自治体で実施（府内では、京都市・宇治市で先行実施中）。

（1）内容

全てのこどもたちの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化するため、

◆0歳6か月～満3歳未満までの未就園児を対象として

◆月10時間までの利用を上限とした通園支援
を実施するもの。

（2）意義

◎こどもにとって

■家庭とは異なる経験や家族以外の人とのかかわる機会が得られる。

■年齢の近いこどもとのかかわりにより、成長発達に資する豊かな経験が得られる。

◎保護者にとって

■専門的な知識を持つ人とのかかわりにより、孤独感や不安感の軽減につながる。

■月に一定時間こどもと離れることで、育児への負担感の軽減につながる。

◎事業者にとって

■将来的に利用児童の減少等により定員枠に余裕のある園において、建物や人材の活用が可能になる。

【参考】 こども誰でも通園制度と一時預かり事業の比較

	こども誰でも通園制度	一時預かり
制度の位置づけ	子ども・子育て支援法に基づく給付制度	市町村が実施主体となる補助事業
利用料	【R7】 300円/時間 【R8】 0円/時間（国で検討中）	（私立） 各園で設定 （第六保育所） 3歳児未満 2,000円/日 3歳児以上 1,500円/日
事業の目的	通園することで家庭では得られない経験を通じ「全てのこどもの育ち」を目的とする。	保護者が仕事等でこどもを保育できない時に、一時的に預かることを目的とする。

2 内容の詳細

(1) 全体像

事項	内容
利用可能時間	10時間/月
対象	0歳6か月～満3歳未満までの未就園児
利用方法	<u>定期利用</u> ：利用する園・月・曜日・時間を固定し、定期的に利用する方法 <u>自由利用</u> ：利用する園・月・曜日・時間を固定せず、柔軟に利用する方法
実施方法	<u>一般型</u> ：専任職員を配置し専用室で預かる又は在園児と合同で預かる方法 <u>余裕活用品</u> ：既存の職員配置で在園児と合同で預かる方法（預かり可能人数は配置基準内）

(2) 給付単価

【令和7年度】			基本分/時間
年齢	単価	自己負担	合計
0歳	1,300円	300円	1,600円
1歳	1,100円		1,400円
2歳	900円		1,200円

(給付加算) 加算額/時間

項目	給付単価
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

(利用料減免) 減免額/時間

項目	単価
保護世帯	300円
非課税世帯	240円
所得割額77,101円未満	210円

※令和8年度以降の単価は国から示されていないため、未定です。

3 実施園

- 公立保育所・認定こども園全9園
- 民間幼稚園・認定こども園、認可外保育施設の計7施設において実施の意向

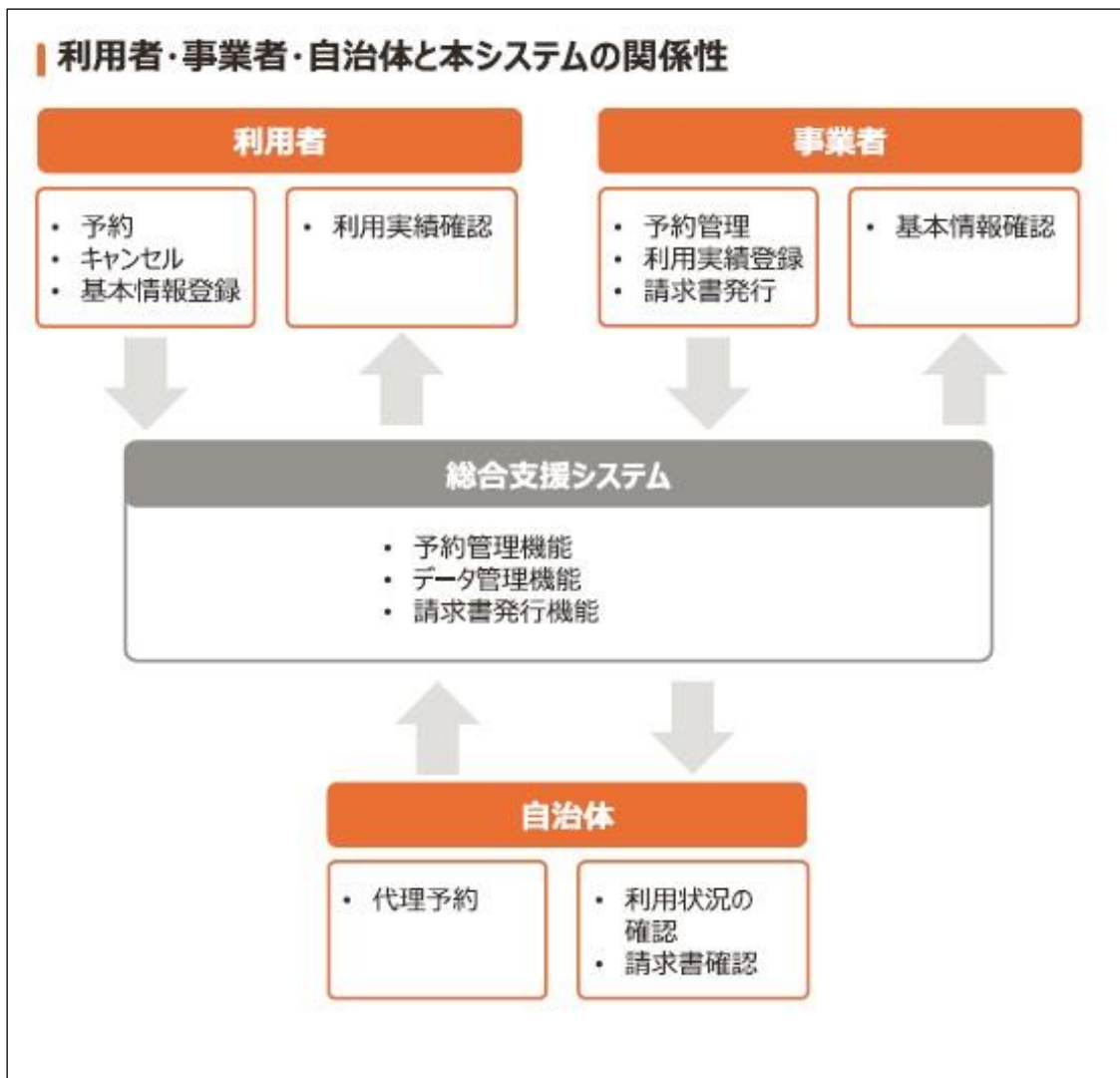
4 スケジュール（予定）

令和7年12月	「亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」制定及び「亀岡市立保育所条例」・「亀岡市立認定こども園条例」改正を市議会へ上程 「亀岡市乳児等通園支援事業の実施に関する規則」を制定 各事業者に認可手続きの案内等を送付
令和8年1月	認可申請書類の提出締切・審査
2月	子ども・子育て会議委員に認可意見聴取、設置認可
3月議会	「亀岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」制定を上程
3月	実施要綱等を制定 広報誌・HP等で広報
4月～	公立園の実施に係る公示、事業開始

5 こども誰でも通園制度総合支援システム

こども誰でも通園制度の創設に伴い、制度の円滑な利用やコスト・運用の効率化を図ることを目的として国が整備しているシステムで、利用者・事業者・市町村に対して提供。

本システムは以下の機能を備えており、WEBブラウザから利用できるため、当市においてシステム導入や改修は不要。



6 令和7年12月議会上程予定 条例制定・改正一覧

(1) 制定

- ・ 亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(内容)

民間園が事業を開始するにあたり市の認可を受ける必要があるため、設備や職員配置等の認可基準を定めるもの。

(2) 改正

- ・ 亀岡市立保育所条例
- ・ 亀岡市立認定こども園条例
(内容)

亀岡市保育所条例及び亀岡市立認定こども園条例で規定している事業に、「乳児等通園支援事業」を追加。